

## 東大阪市介護保険事業者等監査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第115条の7、第115条の8、第115条の9、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28、第115条の29、第115条の45の7、第115条の45の8及び第115条の45の9並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第112条、第113条の2及び第114条の規定に基づき、介護給付等対象サービス（法第18条第1号に規定する介護給付及び同条第2号に規定する予防給付並びに法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（次条に規定するサービス事業者が提供するサービス及びこれに相当するサービスをいう。）をいう。以下同じ。）の内容及び介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査について、基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付等の適正化を図ることを目的とする。

### (監査方針)

第2条 監査は、法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、法第42条の2第

1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者及び法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者（これらの事業者の指定に係る事業所の従業者を含む。）、法第8条第28項に規定する介護老人保健施設の開設者等、法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設又は施設の開設者等及び旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設又は施設の開設者等並びに法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（同項の指定に係る事業所の従業者を含む。）（以下これらを「サービス事業者」という。）が行う介護給付等対象サービスの内容について、本市が行う行政上の措置に該当する内容であること又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しく不当であること（以下これらを「指定基準違反等」という。）が認められ、又は疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とし実施する。

（体制）

第3条 監査は、福祉部指導監査室において実施するものとする。

（監査対象の選定）

第4条 市長は、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に、次に掲げる情報により監査対象を選定する。

(1) 要確認情報

（ア） 通報、苦情、相談等に基づく情報

（イ） 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ

寄せられる苦情

(ウ) 連合会、大阪府又は他の保険者からの通報情報

(エ) 介護給付適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

(オ) 法第115条の35第4項に規定する報告の拒否等に関する情報

(2) 実地指導において確認した情報 法第23条若しくは第24条又は東大阪市介護予防・

日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行）第19条の規定により本市、

他市町村等又は大阪府が行った実地指導において確認したサービス事業者の指定基準違反

等に関する情報

(監査の実施)

第5条 市長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、サービス事業

者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は監査担当

職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者の当該指定に係る事業所

に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査(以下「実地検査等」という。)

を行うものとする。

(監査の実施通知)

第6条 市長は、実地検査等の対象となるサービス事業者を決定したときは、あらかじめ期

日、場所、担当職員数、準備すべき資料等必要事項を監査対象事業者に通知する。ただし、

東大阪市介護保険事業者等指導実施要綱（平成24年4月1日施行）第9条の規定により

実地指導を中止し、監査へ変更した場合のほか、緊急に監査を実施する必要があると判断

した場合は、文書の交付を省略することができる。

(監査結果の通知)

第7条 市長は、勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日、監査結果通知書により当該サービス事業者に通知する。この場合において、市長は、東大阪市介護保険事業者等指導実施要綱に定めるところにより指導を行うものとする。

2 市長は、監査の結果、文書で通知した事項について、期限を付して当該サービス事業者から監査改善報告書として報告を求める。

(行政上の措置)

第8条 監査の結果、サービス事業者において、指定基準違反等が認められた場合には、法第5章又は第6章に定める勧告、命令等又は指定の取消等の規定に基づき、次の各号の区分により、当該各号に掲げる行政上の措置を行うものとする。

(1) 勧告

(ア) 市長は、サービス事業者に指定基準違反等の事実が確認された場合、当該サービス事業者に対し、期限を定めて、改善勧告書により基準を遵守すべきことを勧告するものとする。

(イ) 勧告を受けたサービス事業者は、期限内に勧告に係る是正内容等について勧告事項改善報告書により報告を行うものとする。

(ウ) 市長は、勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

(ア) 市長は、サービス事業者が正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、当該サービス事業者に対し、期限を定めて、改善命令書によりその勧告に係る措

置をとるべきことを命令することができる。この場合において、市長はその旨を公示するものとする。

(イ) 命令を受けたサービス事業者は、期限内に命令に係る是正内容等について命令事項改善報告書により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消し等 市長は、指定基準違反等の内容等が、法第77条各号、第78条の10各号、第84条各号、第92条各号、第104条各号、第115条の9各号、第115条の19各号、第115条の29各号及び第115条の45の9各号並びに旧法第114条各号のいずれかに該当する場合には、指定取消通知書により、当該サービス事業者に係る指定を取り消し、又は指定効力停止通知書により、期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

（聴聞又は弁明の機会の付与）

第9条 市長は、前条第3号に規定する指定の取消し等の処分を予定しているサービス事業者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執る。ただし、同法同条第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（経済上の措置）

第10条 市長は、監査の結果、偽りその他不正の行為によって保険給付等を受けた者があると認めるときは、その者からその給付の価額の全部又は一部（以下「徴収金」という。）を徴収するものとする。

2 市長は、偽りその他不正の行為を行ったサービス事業者に対しては、他の利用者や過去

の請求についても併せて自主点検を行なわせ、その結果を文書で報告するよう指示するものとする。

3 市長は、自主点検の結果、他の利用者や過去の請求についても過誤があることが判明した場合は、その内容について十分な確認を行い、第1項の徴収金と併せて徴収金の額を確定し、その額を徴収するものとする。

4 市長は、命令又は指定の取消等の処分を受けたサービス事業者に対しては、前項の規定により確定した徴収金に加え、原則としてその額に100分の40を乗じて得た額の加算金を徴収するものとする。

5 市長は、徴収金を求めるにあたっては、返還通知書により、当該サービス事業者に対して通知するものとする。

(国への報告)

第11条 市長は、監査及び行政措置の実施状況について、法第197条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣に報告を行うものとする。

(身分を示す証明書の様式)

第12条 法第115条の45の7第2項において準用する法第24条第3項の規定により職員が携帯すべき身分を示す証明書は、様式のとおりとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 東大阪市介護保険事業者等の監査実施要綱（平成19年6月20日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

様式（第12条関係）

(表面)

	<p>介護保険検査証 (法第百十五條の四十五の七関係)</p>
--	-------------------------------------

(裏面)

第 号  
年 月 日交付



東大阪市長

印

(所属)

(職名)

氏名

生年月日 年 月 日

介護保険法（抄）

(報告等)  
第百十五條の四十五の七 市町村長は、第一号事業支給費の支給に必要があると認めるときは、指定事業者若しくは指定事業者であった者若しくは当該第百十五條の四十五の三第一項の指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他当該指定事業者が行う第一号事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。  
2 第二十四條第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同條第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折とすること。